

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第2条	<p>規則第2条で「法において使用する用語の例による」とされている「預金者等」（法第2条第3項）の定義に相続人は含まれるとの理解でよいか。</p> <p>（例）納付された休眠預金等に係る債権は消滅する（法第7条第1項）が、その後、預金者等が死亡した場合は、当該相続人が休眠預金等代替金（債権）を相続するとの理解でよいか。また、休眠預金等代替金の支払請求は相続人が行うとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
2	第2条	<p>規則第2条で「法において使用する用語の例による」とされている「他の預金等を原資として当該預金者等の指図によらず受け入れた預金等」（法第2条第7項）とは、自動継続定期預金を指すと理解してよいか。</p> <p>他の預金等の利払い等、それ以外に対象となるものは何か。</p>	<p>自動継続扱いの定期預金については、自動継続の前後を通じて同一の預金等であると考えられるため、「他の預金等を原資として当該預金者等の指図によらず受け入れた預金等」には該当しないものと考えます。</p> <p>法第2条第7項は、ある預金等の利子等が自動的に他の預金等に振り替えられる場合や、金融債や信託等が、償還に伴って自動的に他の預金等に振り替えられる場合等を想定しています。</p>
3	第2条 第9条	<p>休眠預金等移管金の納期限は「公告をした日から一年を経過する日」とされているが、納付対象は「公告をした日から二月を経過した『休眠預金等』（法第4条第1項）とされていることから、最終異動日等から10年を経過する前に納付することは認められないという認識でよいか。</p>	御理解のとおりです。
4	第3条	<p>一般預金等・決済用預金のいずれにも該当しない預金（外貨預金、譲渡性預金、金融機関から受け入れる預金等の、預金保険法施行令第3条、第3条の2で規定される預金）については本制度の対象外で、預金保険機構への納付対象とならない理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
5	第3条	<p>1,000万円超の定期預金等（預金保険法上は一部付保となる預金）についても、納付の際は、口座単位に全額納付することでよいか。</p>	御理解のとおりです。

6	第3条	振込資金を顧客から受領した際に、一時的に別段預金に受け入れる取扱いがあるが、宛相違等で振込不能になった場合で顧客とも連絡がとれず金融機関内で滞留してしまうケースがある。この場合、当該別段預金は本制度による納付の対象とならない理解でよいか。	御意見の別段預金が法第2条第2項の「預金等」に該当するのであれば、当該別段預金は預金保険機構への納付の対象になるものと解されます。
7	第3条	本制度による納付の対象に、小切手等いわゆる証書類は含まれるのか。	御意見の「証書類」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、少なくとも小切手については、法第2条第2項の「預金等」に該当せず、預金保険機構への納付の対象にならないものと解されます。
8	第3条	規則上、対象外の預金等に含まれていない預金等であって、本法施行前の時点では、顧客の利便性確保等の観点から、顧客に対して当該商品が利益金処理の対象外である旨案内している預金等についても、本法施行後は本制度の対象となるとの理解でよいか。	御意見の預金等が、法第2条第2項の「預金等」に該当するものであれば、御理解のとおりです。
9	第3条	第三者利用等の不正口座として預金取引の停止・解約をした口座の資金を、付保対象の別段預金で管理しているが、このような口座（資金）も本制度の対象となるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
10	第3条	金融機関が直ちに払戻しに応じることができない特別な管理を要する口座、例えば借名口座や架空名義口座といった名義人と真の権利者が一致しない可能性がある口座については、「預金等」から除外されないという理解でよいか。	このような預金等について一律に「預金等」から除くものではありませんが、「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約により預金等に係る債権の支払が停止」された場合には、規則第5条第1項第3号に基づき、当該停止が解除された日が最終異動日等になります。
11	第3条第2号	「デリバティブ取引又は商品デリバティブ取引を組み込んだもの」については、いわゆるデリバティブ内蔵型預金は「預金等」の対象外という理解でよいか。	御理解のとおりです。
12	第3条第4号	所得税法第10条第1項は障害者等の少額預金の利子所得の非課税（マル優制度）を指しているが、マル優適用預金等を「預金等」の対象外とするのは如何なる趣旨か。	少額貯蓄非課税制度（いわゆるマル優）の対象となる預金等は、一定額までは非課税となるなどの優遇措置が講じられており、長期間にわたって異動が生じない可能性があること、そもそも同制度が障害者等の保護を目的とするものであること、及び金融機関の現行実務を踏まえ、「預金等」から除外することにしたものです。
13	第4条	異動事由によっては口座単位と顧客単位に	本規則にのっとった対応が可能であれ

		分けて管理することが可能との理解でよいか。住所変更等異動事由の内容によっては、顧客単位で管理することが適切な場合もあると思われるため。	ば、そのような管理を行うことを妨げるものではないと考えます。
14	第4条第2項第1号	異動事由について、「同項の預金等に係る利子等の支払に係るものを除く」とあるが、例えば、対象口座が普通預金で、定期預金の利子が入金された場合は異動事由に該当するとの理解でよいか。	金融機関と預金者等との間において、定期預金の利子を普通預金口座に入金する内容の契約その他の合意がなされている場合等にあつては、御理解のとおりです。
15	第4条第2項第1号	自動継続定期預金の元金継続時における利子を同一預金者等の普通預金等へ入金することについて、定期預金作成時に預金者が普通預金等に利息を入金する指図があつた場合（そのような契約をした場合）、入金の都度異動したと考えてよいか。	御理解のとおりです。
16	第4条第2項第1号	「その他の事由（法第二条第四項の預金等に係る金融機関によるものにあつては、法令又は契約に定める義務に基づくもの（同項の預金等に係る利子等の支払に係るものを除く。）に限る。）」について、例えばどのようなケースを想定しているのか。	例えば、金融機関が、法に基づく休眠預金等移管金の納付義務を免れるために、意図的に預金等に係る入出金を発生させた場合等について、異動事由から除外することを想定しています。
17	第4条第2項第1号	次の規定について、例えばどのようなケースを「除く」と想定しているのか。  「法第二条第七項に規定する預金者等の指図によらずに受け入れた預金等及び当該預金等の原資となった同項の他の預金等にあつては、当該受入れに伴うものを除く。」	例えば、金融債が償還されたときに自動的に他の預金等に振り替えられる場合等にあつては、預金者等の指図によらない受入れに該当するため、当該金融債及び当該他の預金等に係る異動事由から除外することを想定しています。
18	第4条第2項第1号、第2号  第5条第1項第5号	電子記録債権に係る異動事由の取扱いは、次のとおりと理解してよいか。  ①発生記録等（譲渡記録、変更記録等含む）の請求がなされた場合については、発生記録自体は、電子債権に関するものであり、預金口座に関するものではないため、異動事由には該当しないと理解してよいか。また、口座間決済契約のため、口座情報を記録する場合も、異動事由には該当しないと理解してよいか。一方で、口座間決済契約がされ、支払日が予定されることにより、規則第5条第1項第5号の「将来の入出金の予定」に該当すると理解してよいか。	御理解のとおりです。

		<p>②口座間送金決済が成立した場合には、預金残高の変動が生じるため、規則第4条第2項第1号の異動事由に該当するとの理解でよいか。</p> <p>③口座間送金決済が不成立（引落不能）だった場合には、引落がされないことが確定した時点において、規則第5条第1項第5号の「最終異動日等」に該当することになると理解してよいか。</p>	
19	第4条第2項第2号	手形・小切手の提示に係る債務履行請求等については、債務者の預金等についての異動事由であり、当該支払の請求を行った者の預金等の異動事由ではないと理解してよいか。	御理解のとおりです。
20	第4条第2項第2号	<p>手形又は小切手の提示があれば、たとえその手形等が不渡りになったとしても、口座利用の意思があったと見て、異動と解するとの理解でよいか。</p> <p>仮に異動と解すると、一部の金融機関のシステムでは、そうした取引はエラー取引として原則顧客元帳を更新しておらず、異動が最後にあった日を更新する場合は相応のシステム対応が必要となる。そのため、手形等の不渡りは異動事由としないことを許容していただきたい。</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、手形等の提示があった時点で、預金等の利用意思が認められるため、その後に手形等が不渡りになった場合についても、異動事由とすることが適当と考えます。</p>
21	第4条第2項第2号	「～第三者による法第二条第四項の預金等に係る債権の支払の請求（当該預金等に係る金融機関において当該支払の請求を把握することができる場合に限る。）」とあるが、例えばどのようなケースを想定しているのか（括弧書の趣旨を伺いたい）。	金融機関のシステムにおいて、引落に係る請求データについては、実際に支払が行われる直前まで預金等に係る口座の情報と紐付けされていない場合があり、金融機関が支払請求の有無を把握できない可能性があることから、そのような場合を異動事由から除外することを想定しています。
22	第4条第2項第3号	<p>「預金者等による法第三条第四項に規定する情報の提供の求め」とは、具体的にどのような事象を想定しているのか。</p> <p>仮に、顧客から「自身の預金が今般の公告対象になるか」といった照会があった場合のみを抽出して最終異動日等を更新する取扱いとすると、当行では顧客本人からの問い合わせと、営業店行員が他の業務のために顧客口座等の情報を検索する場合とを区別していないため、行員の事務が煩雑になる上、最終異動日等の更新漏れや対象口座の相違のリスク</p>	<p>預金者等が、金融機関に対して、法第3条第1項各号に掲げる事項（当該預金等に係る最終異動日等に関する事項、休眠預金等移管金の納期限、休眠預金等代替金の支払に関する事項等）のほか、自らの預金等が公告の対象となる預金等に該当するか否かや、預金者等が預金等に係る通知を受ける場所に係る情報について照会すること等を想定しています。</p> <p>法律上、異動とは、「預金者等による預金等の利用意思が認められるものとして主務</p>

		等も考えられる。	省令で定める事由」とされています（法第2条第4項）。上記の場合には、預金者等による預金等の利用意思が認められることから、異動事由として取り扱う必要があると考えられます。
23	第4条第2項第3号 第8条第1号	異動事由の1つに「預金者等による法第三条第四項に規定する情報の提供の求め（同条第一項の公告の対象となっている預金等に関するものに限る。）」とあるが、例えば、顧客から「自身の預金が今般の公告の対象になるか」といった照会があった場合に、当該顧客の預金等が公告対象となっていることが確認されると、最終異動日等が更新され、当該預金等は納付の対象外となるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
24	第4条第2項第3号 第4条第3項第5号	「自身の預金が今般の公告の対象になるか」といったものに限らず、預金者から情報提供の求めがあり、これに応じて何らかの情報を提供した場合には、規則第4条第3項第5号に該当する事由があると見ることができ、これをもって、最終異動日等が更新されると理解してよいか。	金融機関が、規則第4条第3項第5号の事由（情報の受領）を異動事由とすることにつき、行政庁の認可を受けている場合においては、預金者等が、規則第7条第3項各号に掲げる事項（金融機関及び店舗の名称、預金等の種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称、預金等の元本の額等）の全部又は一部に係る情報を受領したことをもって、最終異動日等が更新されることとなります。
25	第4条第2項第3号	公告後、休眠預金等移管金を納付するまでの間に、預金者等による情報の提供の求めを受けたときは、最終異動日等がその日に変わり、休眠預金等移管金の納付対象から外れるという理解でよいか。 また、その後に異動がない場合は、預金者等による情報の提供の求めを受けた日を最終異動日等としてさらに9年を経過したときから10年6か月を経過するまでの間に再度、公告しなければならないとの理解でよいか。	預金者等から提供の求めを受けた情報が、公告の対象となっている預金等に係る法第3条第1項各号に掲げる事項及び規則第8条各号で定める事項であることを前提とすれば、御理解のとおりです。
26	第4条第2項第3号	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）で名義人から権利行使を受けた口座は、権利行使を異動事由としてよいか。その場合、具体的には異動事由に係るどの規定に該当する	振り込め詐欺救済法における権利行使の届出自体は、異動事由には該当しないものと考えます。 しかし、例えば、権利行使の届出に伴い、預金者等が、規則第7条第3項各号に掲げる事項（金融機関及び店舗の名称、預金等

		か。	の種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称、預金等の元本の額等)の全部又は一部に係る情報を受領した場合には、規則第4条第3項第5号の異動事由(情報の受領)に該当するものと考えます。
27	第4条第3項	異動事由は、「金融機関ごと」かつ「商品ごと」に申請が認められるという理解でよいか。	異動事由の認可は、金融機関ごと、かつ、預金等の種類ごとに行うことを想定しています。なお、認可申請書については、各金融機関で一本とするよう調整を図る予定です。
28	第4条第3項	規則第4条第3項各号の事由については、そのうち一部のみを異動事由として取り扱うことも、行政庁に認可いただければ可能と理解してよいか。  (例)規則第4条第3項第1号において、「預金者等の申出による預貯金通帳又は証書の発行、記帳若しくは繰越」のうち、預貯金通帳の記帳は異動の対象とするが、証書の記帳は異動の対象外とするなど。	法律上、入出金等に準ずるものとして主務省令で定める事由のうち、金融機関が業務を円滑に実施するため、異動と取り扱うことが適当なものは、行政庁の認可を受けて異動事由とすることができるとされています(法第2条第4項第2号)。 これを踏まえれば、ご指摘のような認可申請を行うことも可能と考えられます。
29	第4条第3項	行政庁の認可により異動事由とされるものとして第1号～第6号の事由が示されているが、この中の一部を異動事由としない場合は、その事由を異動として取り扱わない旨を申請する必要はないとの理解でよいか(例えば第2号の「預金者等による残高の確認の求め」のみ異動として取り扱わない場合、第1号及び第3号～第6号について認可を必要とする理由を付した上で、認可申請すればよいのか)。	御理解のとおりです。
30	第4条第3項	金融機関が新聞等により預金者等の死亡を把握することは、異動事由には当たらないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
31	第4条第3項 第5条第1項	従来、一般的に睡眠預金の対象外とされていたと思料される諸条件(融資の担保・差押え等による支払禁止・各種年金預金の入金指定口座等、将来の一定時期に異動することが予定されているもの等)は本法の休眠預金の対象外になりえないか。これらは規則第5条で読むことになるか。	御意見の諸条件が規則第5条第1項各号のいずれかに該当するものであれば、同条第2項の合意がある場合を除き、当該各号に定める日が最終異動日等となります。 例えば、貸出の担保であるなどの理由から、契約の定めにより支払停止の措置が講じられている預金等や、強制執行等の対象となっている預金等、各種年金の入金指定がされているなど将来における入出金が予

			定されていて、金融機関において当該入出金の予定を把握することができる預金等は、これらの諸条件が終了した日が、最終異動日等となります。
32	第4条第3項 附則第2条	<p>「預金者等が死亡した場合の取扱いについて」</p> <p>①預金者等が死亡した場合、相続の開始に伴い相続人に預金債権が移動する。相続人が金融機関に申し出た場合には、顧客情報の変更（規則第4条第3項第3号）に該当するものとの理解で相違ないか（認可取得金融機関においてのみ、当該変更申出日を異動が生じた日とできる）。</p> <p>②金融機関によっては、預金者等の死亡を新聞や取引先等から知った場合に、相続時のトラブルを防止する観点から預金等の支払を停止することがあるが、当該事由は異動事由又は最終異動日等に該当しないとの理解で相違ないか。</p> <p>③一部金融機関では、現行実務上、「A：相続人からの申出による支払の停止」、「B：新聞等で死亡を把握したことによる支払の停止」を区別せず、一律に当該支払の停止日を最終異動日等として取り扱っている。上記①、②で相違ない場合、既存の支払停止となっている預金等をA・Bに区別するのは困難であり、それ以前の最終異動日等を正確に把握することも困難であると考えられる。仮に正確に把握していたとしても、把握しているその他の異動該当日（例えば債権額の異動が生じた日等）に最終異動日等を補正することは難しいと考えられる。以上より、新聞等による死亡の把握を異動事由として規則第4条第3項に追加し、認可によって異動事由とする事を許容いただきたい。</p> <p>④上記③の修正ができない場合、上記A・Bを区別すること及び把握している異動該当日に最終異動日等を補正することは、困難であると考えられることから、当該預金等に</p>	<p>御意見の①については、相続人が金融機関に申出を行い、それに基づいて金融機関が顧客の登録事項を変更した場合には、規則第4条第3項第3号の「顧客情報の変更」に該当するものと考えます。</p> <p>御意見の②については、金融機関が、新聞や取引先等からの情報により預金者等の死亡を認識することは異動事由には当たらないものと考えます。なお、御意見の②における支払の停止が、規則第5条第1項第3号の「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約」によるものであるときは、当該支払の停止が解除された日が最終異動日等となります。</p> <p>御意見の③については、法律上、異動とは、「預金者等による預金等の利用意思が認められるものとして主務省令で定める事由」とされています（法第2条第4項）。金融機関の新聞等による預金者等の死亡の把握は、預金者等（相続人を含む）の自発的な申出には当たらないことに加え、御意見のBの支払停止が、上記のとおり、「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約」によるものであるときは、当該支払の停止が解除された日が最終異動日等となることから、御意見の規定を追加することは適当ではないと考えます。</p> <p>御意見の④の前段については、「預金等に係る最終異動日等の把握が困難」（法附則第2条第2項）か否かについては、個別の事例ごとに判断することになり、一概には回答しかねます。後段については、法附則第2条第2項及び規則附則第2条により、御意見のような取扱いは認められません。</p>

		<p>については、契約日から9年を経過している前提で、最終異動日等の把握が困難な預金等として、法附則第2条第2項及び規則附則第2条により、法施行日において最終異動日等から9年を経過することとなる預金等として取り扱って差し支えないか。</p> <p>また、契約日から9年を経過していない、当該理由により支払停止となっている預金等については、当該契約日を最終異動日等として取り扱って差し支えないか。</p>	
33	第4条第3項第1号	<p>預金通帳を記帳しようとした結果、記帳する取引がなかった場合でも異動と解するとの理解でよいか。</p> <p>仮に異動と解すると、一部の金融機関のシステムでは、こうした取引をエラー取引として原則顧客元帳を更新しておらず、異動日を更新する場合は相応のシステム対応が必要となる。そのため、記帳する取引がなかった場合は異動事由としないことを許容していただきたい。</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、法律上、入出金等に準ずるものとして主務省令で定める事由のうち、金融機関が業務を円滑に実施するため、異動と取り扱うことが適当なものは、行政庁の認可を受けて異動事由とすることができるとされています（法第2条第4項第2号）。これを踏まえれば、ご指摘のような認可申請を行うことも可能と考えられます。</p>
34	第4条第3項第1号、第2号	<p>異動事由に係る規則第4条第3項第1号及び第2号の内容としては、キャッシュカード・通帳をATM・銀行店頭で使用した行為が念頭に置かれているものと見受けられる。</p> <p>他方、非店舗・非来店のインターネットバンキングにおいては、キャッシュカード・通帳を発行することは必須ではなく、顧客は、インターネットに接続した端末を操作し、（認証手続を行って）画面を呼び出す（ログイン）ことによって自身の預金債権の状況を確認するものであるが、このことは法第2条第4項の「当該預金等を利用する意思を表示したものと認められる事由」（第1号）「に準ずるもの」（第2号）と考えられるところ、規則がそのような態様を含む趣旨かは必ずしも明らかではない。仮に、こうした操作が「利用の意思を表示」していないものとして扱われた場合には、利用者の認識と乖離が生じ、ひいては金融機関とのトラブルにつながるなど、「法律に基づく業務を円滑に実施する」（同号）こと</p>	<p>規則第4条第3項第2号の「預金者等による残高の確認の求め」は、ATMや金融機関の窓口で行うものに限らず、インターネットに接続した端末を操作し、ログインをすることによって、預金等の残高を確認する場合も含まれます。</p> <p>また、預金者等がログインをすることによって、規則第7条第3項各号に掲げる事項（金融機関及び店舗の名称、預金等の種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称、預金等の元本の額等）の全部又は一部に係る情報を受領した場合には、規則第4条第3項第5号の「情報の受領」に該当します。</p>

		<p>の支障となることが強く懸念される（なお、規則第4条第3項第3号の「顧客情報の変更」についても、インターネットバンキングでは同様の端末操作・手続で行いうる仕様になっているが、この点の扱いは店舗・非店舗（あるいは郵送）いずれの経路でも適用されることに疑義はないものと考えられる。）。</p> <p>このことから、認証手続を経たログインが銀行において確認されたことを同項の事由として追加いただきたい。</p>	
35	第4条第3項第2号	<p>次のようなケースは（金融機関の返答有無にかかわらず）「残高確認の求め」に該当すると理解してよいか（④については、当該過去の依頼が有効である前提）。</p> <p>例： ①ATMでの残高照会 ②電話（口頭）又は端末（IB等）を通じた残高照会 ③残高証明書の発行依頼 ④過去の依頼に基づき継続的に残高証明書を発行する場合の直近時点</p>	<p>御意見の①～③については、いずれも預金者等による残高確認の求めに該当すると考えます。</p> <p>御意見の④については、「残高確認の求め」には該当しないと考えられますが、規則第4条第3項第5号の「情報の受領」に該当するものと考えられます。</p>
36	第4条第3項第2号	<p>インターネットバンキングのトップページに残高が明示されている場合、預金者等がトップページを閲覧した時をもって異動したものと考えてよいか。</p>	<p>金融機関が、「残高確認の求め」を異動事由とすることについて行政庁の認可を受けているのであれば、御理解のとおりです。</p>
37	第4条第3項第3号	<p>「顧客情報の変更」の顧客情報とは具体的に何を想定しているのか（氏名・住所・連絡先・勤務先のほか、どのようなものが想定されるか。）。</p>	<p>収入、資産又は親族に関する情報等、金融機関が把握する顧客の登録事項を想定しています。</p>
38	第4条第3項第3号	<p>預金者等の申出によらない届出事項の変更・追加は、本号の事由には該当しないと理解してよいか。</p> <p>また、代理人からの申出であれば、「預金者等の申出」に該当すると理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
39	第4条第3項第3号	<p>「預金者等の申出による契約内容又は顧客情報の変更」については、サービスの内容や登録されている預金者情報が預金者等の申出により変更されるのであれば該当すると理解してよいか。</p> <p>また、次のようなケースは「契約内容又は顧客情報の変更」に該当すると理解してよい</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、金融機関において、御意見の①～⑤を契約内容又は顧客情報として管理しているのであれば、御意見のとおりです。</p>

		<p>か。</p> <p>例：①収益処理変更 ②自動継続取止 ③住所・氏名・印章変更 ④通帳・印章・カード類の紛失 ⑤名義人の死亡</p>	
40	第4条第3項第3号	<p>相続が開始した時点で、預金債権は被相続人から相続人に移転することから、預金者等の死亡日（相続開始日と推定）を規則第4条第3項第3号の異動事由「顧客情報の変更」が発生した日として取り扱うことは可能か（預金者等が死亡した旨相続人等から連絡があり、その後、相続人等の事情で相続手続が進まずに口座が存続している場合等を想定。）。</p>	<p>規則第4条第3項第3号は預金者等の申出を前提とするため、預金者等が死亡したことのみに基づいて異動事由となることはありませんが、預金者等が死亡した旨相続人から連絡があり、それに基づいて金融機関が顧客の登録事項を変更した場合には、「顧客情報の変更」に該当するものと考えます。</p>
41	第4条第3項第3号、第4号	<p>次のようなケースは、「預金者等の申出による契約内容又は顧客情報の変更」や「預金者等による法第二条第四項の預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出」に該当すると理解してよいか。該当する場合、これらのいずれとなるか。</p> <p>例：①財形貯蓄の引落 ②年金振込口座の指定 ③外貨預金・投資信託等の振替口座の指定</p>	<p>御意見の①～③は、「預金者等による法第二条第四項の預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出」には該当しないものと考えられますが、各金融機関における契約の内容次第では「契約内容の変更」に該当するものと考えます。</p> <p>また、①～③のいずれも、将来に入出金が予定されており、金融機関において当該入出金の予定を把握することができる場合であることを前提とすれば、規則第5条第1項第5号により、実際に入出金が行われた日（入出金が行われなかった場合にあっては、入出金が行われなかったことが確定した日）が、最終異動日等となると考えます。</p>
42	第4条第3項第3号、第5号	<p>通帳又はキャッシュカードの盗難又は紛失の届出を受け付けた場合や、これらの再発行（盗難・紛失・汚染・き損によるもの）の場合は、次のとおり解することが可能との理解でよいか。</p> <p>①上記手続の中で、契約内容の変更が行われるのであれば、規則第4条第3項第3号に該当する。</p> <p>②上記手続の中で、預金者等が当該預金等に係る情報を受領すれば、同項第5号に該当する。</p>	<p>御意見の①については、御理解のとおりです。</p> <p>御意見の②については、預金者等が預金等に関する規則第7条第3項各号に掲げる事項（金融機関及び店舗の名称、預金等の種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称、預金等の元本の額等）の全部又は一部に係る情報を受領することを前提とするのであれば、御理解のとおりです。</p>

43	第4条 第3項 第4号	<p>カードローンについて、その契約が自動更新される場合は、その都度、規則第4条第3項第4号に定める異動事由「預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出」があったものと解することが可能であり、その返済用口座の最終異動日等が更新されるとの理解でよいか。</p>	<p>カードローンに係る契約が自動更新され、更新時に改めて預金者等の利用意思の表示や利用意思の確認等が行われていない場合には、自動更新の都度、その返済用口座について、規則第4条第3項第4号の「借入金の返済に利用する旨の申出」があったものとみなすことはできず、最終異動日等が更新されるものではないと考えます。</p>
44	第4条 第3項 第4号	<p>利用する意思を表示したのものとして認められる事由に準ずるものとして、「借入金の返済に利用する旨の申出」があげられている。</p> <p>カードローン口座の自動更新は上記の申出には該当しないと認識しているが、随時返済型カードローン（普通預金口座に貸越限度額を設定する形で提供され、普通預金口座の預金残高以上の支払請求があった場合に自動的に残高をマイナス残高とすることで貸越を実施し、マイナス残高を入金等によりプラスとすることで返済するタイプのカードローン）についても同様の取扱いとなるとの理解でよいか。</p> <p>また、カードローンの自動更新時や普通預金・カードローンの利子計算の際に、通知書・計算書を届出住所に対して郵送で通知している場合であって、その通知が返戻されなかったときには、通知発送日をもって最終異動日等が更新されるとの理解でよいか。</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、御意見の通知書又は計算書に、預金等に係る規則第7条第3項で定める事項（金融機関及び店舗の名称、預金等の種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称、預金等の元本の額等）が記載されているのであれば、法第2条第5項第2号により、それらを発した日をもって最終異動日等が更新されます。</p>
45	第4条 第3項 第4号	<p>他金融機関のローン引落・他社発行のクレジット引落等は、「借入金の返済に利用する旨の申出」には該当しないとの理解でよいか（自らの貸付に対する返済用口座については情報取得可能だが、他金融機関・他社発行のクレジットの貸付に対して、当該金融機関とは異なる金融機関の口座を返済用口座としている場合については、口座を開設している金融機関がその旨を把握することが不可能であるため。）。</p>	<p>他金融機関のローン引落・他社発行のクレジット引落等に関する返済用口座の指定があった場合には、「借入金の返済に利用する旨の申出」に該当するものと考えます。</p> <p>また、実際に他金融機関のローン引落・他社発行のクレジット引落等が行われたときは、規則第4条第2項第1号の「当該預金等に係る債権額の異動」に該当します。</p>
46	第4条 第3項 第4号	<p>借入金の返済を包括して自動継続依頼書等により申出を受けている場合、当該自動継続依頼書等を用いた新たな貸出実行の都度に異動したのと考えてよいか。</p>	<p>御意見の状況が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、自動継続依頼書等を用いた貸出しの都度、その返済用口座について、規則第4条第3項</p>

			<p>第4号の「借入金の返済に利用する旨の申出」があったと判断することはできないと考えます。</p> <p>しかし、新たな貸出しにより、当該返済用口座について将来の入出金が予定され、当該口座に係る金融機関において当該入出金の予定を把握することができる場合であることを前提とすれば、規則第5条第1項第5号により、実際に入出金が行われた日（入出金が行われなかった場合にあっては、入出金が行われなかったことが確定した日）が、最終異動日等となります。</p>
47	第4条第3項第5号	<p>第7条第3項各号に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領とあるが、この場合、単に金融機関及び店舗名の通知だけでも足りると考えてよいか。</p>	<p>規則第4条第3項第5号は、「預金等に係る」情報の受領について規定しており、預金者等が、当該金融機関及び当該店舗に自らの預金等が存在する旨の情報を受領する必要があります。</p>
48	第4条第3項第5号	<p>自動継続定期預金の満期案内DMによる最終異動日等の更新は、次のとおりと理解してよいか。</p> <p>①「満期案内DM」に法第3条第2項の主務省令で定める事項（規則第7条第3項各号）の全部が記載されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「満期案内DM」が到達したことをもって、法第2条第5項第3号に基づき最終異動日等が更新される。</li> </ul> <p>②「満期案内DM」に法第3条第2項の主務省令で定める事項の一部のみが記載されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第5号に規定する情報の受領となる。金融機関が、同号を異動事由とすることについて行政庁の認可を得ているときは、「満期案内DM」の到達をもって異動となり、最終異動日等が更新されることとなる。</li> </ul>	<p>御理解のとおりです。</p>
49	第4条第3項第5号	<p>相続が発生した預金等について、預金者等である相続人の存在が確知できているのであれば、通知発送等の方法により最終異動日等の更新が可能であると理解してよいか。</p>	<p>相続人に対して、法第2条第5項第3号の通知が到達した場合又は到達したとみなされる場合には、最終異動日等が更新されます。また、異動事由とすることにつき行政庁の認可を受けた場合には、相続人が規則第4条第3項第5号の情報を受領したときにお</p>

			いても、最終異動日等が更新されます。
50	第4条 第3項 第5号	「当該通知に係る預金者等の意思によらないで返送」とあるが、預金者等の意思によらない返送とはどういったものか。留置期間経過か。	宛先の住所に受取人が居住していない、又は宛先が不完全であるため配達できないとの理由により、通知が返送された場合を想定しています。他方、預金者等が受取りを拒否し、保管期間の満了により通知が返送された場合はこれに該当しません。
51	第4条 第3項 第6号	「複数の預金等を組み合わせた商品」を構成する預金等として、例えば、普通預金・定期預金・貯蓄預金が存在する場合、これら全てについて、そのいずれかに係る最も遅い異動があった日を最終異動日等とするという理解でよいか。	御意見の普通預金、定期預金又は貯蓄預金のいずれかに係る最も遅い異動があった日が、法第2条第5項第1号の「当該預金等に係る異動が最後にあった日」となります。 なお、最終異動日等は、法第2条第5項各号に掲げる日のうち、最も遅い日となります。
52	第4条 第3項 第6号	「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当する要件は何か。また、具体的にはどのような商品が想定されているのか。	いわゆる総合口座については、複数の預金等を組み合わせた商品に該当するものと考えます。 また、役務の提供について一括して契約が締結されている商品であれば、複数の預金等を組み合わせた商品に該当するものと考えます。
53	第4条 第3項 第6号	総合口座は「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当するとの理解でよいか。具体的には、総合口座において、普通預金に異動があれば、定期預金に異動がなくとも休眠預金等とはならないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
54	第4条 第3項 第6号	総合口座や通帳式定期（一冊の定期預金通帳の中に、複数本の定期預金の記帳が可能）は、「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当するか。	いわゆる総合口座については、「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当するものと考えます。 また、役務の提供について一括して契約が締結されている商品であれば、「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当するものと考えられ、御意見の通帳式定期についても、この点を考慮して当否が判断されるものと考えます。
55	第4条 第3項 第6号	「複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等」とあるが、口座間の資金移動が伴わない商品サービス（インターネットバンキング契約をしている複数の口座等）は「組み合わせた商品」に該当するか。	「複数の預金等を組み合わせた商品」への当否には、役務の提供について一括して契約が締結されている商品であるか等が考慮されます。 御意見の口座間の資金移動が伴わない商品サービスが「複数の預金等を組み合わせ

			た商品」に該当するかを判断するにあたって、上記の点を考慮する必要があるものと考えます。
56	第4条第3項第6号	<p>テレホンバンキング契約・インターネットバンキング契約の代表口座については、当該代表口座が不稼働となっている場合においても、上記サービスに連動するその他の口座が稼働しているときがあるが（インターネットバンキング契約の代表口座である普通預金口座には異動がないが、代表口座と組み合わせている定期預金口座には異動事由が生じている場合など）、仮に当該代表口座が最終異動日等から10年を経過していても、これのみを預保に移管する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>御意見の商品が、役務の提供について一括して契約が締結されている商品であれば、「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当しうるものと考えます。</p> <p>御意見の商品が「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当し、金融機関が規則第4条第3項第6号の事由を異動事由とすることについて行政庁の認可を受けているのであれば、御理解のとおりです。</p>
57	第4条第3項第6号	<p>異動事由等に係る規則第4条第3項第6号においては、複数の預金等の組合せ商品の一方の「異動」（同項第1号から第5号まで及び第2項各号）は他方の「異動」に当たる旨が規定されている。</p> <p>こうした態様に関連して、銀行が提供するインターネットバンキングサービスの利用に当たって、同一グループに属する銀行代理業者でもある金融商品取引業者に証券取引口座を開設していることを必要条件とするものがある（証券取引口座と預金口座間の資金異動を効率的に行いうるサービスの提供を可能とするため）。</p> <p>これは「預金等」どうしではなく、預金と他の金融サービスとが組み合わせられたものであるが、当該預金口座に「異動」がない場合であっても、必要的に開設されている証券取引口座で「異動」と同等に認められる事由があった場合には、預金の利用についても意思表示があったものと認めることが妥当と考えられる。当該「組合せ」サービスの利用者において、預金口座の開設条件となっている他方の（預金以外の）サービスを（「異動」を伴って）利用している場合に、預金の方が「休眠」状態として扱われるとは認識しないと考えられる。このような預金と預金以外の金融商品・サービスを組み合わせることで</p>	<p>法第2条第4項によれば、「異動」とは「預金等」に係る一定の事由とされているため、「預金等」ではない金融商品についての入出金等をもって、「預金等」の異動とすることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、証券取引口座における取引がなされることにより、組合せ商品である預金口座について、契約に基づく入出金が予定され、金融機関が当該入出金の予定を把握することができる場合には、規則第5条第1項第5号により、当該入出金が行われた日又は当該入出金が行われないことが確定した日が最終異動日等となります。また、証券取引に伴い、預金口座について「預金者等の申出による契約内容又は顧客情報の変更」（規則第4条第3項第3号）や「預金等に係る第七条第三項各号に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領」（規則第4条第3項第5号）が生じた場合には、行政庁の認可を得ることを前提として異動事由となります。</p>

		<p>顧客利便性を高め、利用されているサービスに関し、「異動」について「預金等」どうしのもとは異なる取扱いをされた場合には、利用者の認識と乖離が生じ、ひいては金融機関とのトラブルにつながるなど、「法に基づく業務を円滑に実施する」（規則第4条第5項第2号）ことの支障となることが強く懸念される。</p> <p>このことから、こうした組合せについても規則第4条第3項第6号と同等の態様として認めていただきたい（原案への態様の追加又は「その他類似する態様で行政庁が認めるもの」のような一般規定の追加など）。</p>	
58	<p>第4条第3項第6号</p> <p>第5条第1項第3号</p>	<p>総合口座の普通預金と担保定期預金・担保債券は、「複数の預金等を組み合わせた商品」と考えてよいか。</p> <p>また、当座貸越（マイナス残）が発生しており、当座貸越利息の回収が行われていない場合は、担保定期預金等もあわせて、規則第5条第1項第3号の異動事由「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に該当し、最終異動日等が到来しないので休眠預金等に該当することはないと理解してよいか。</p>	<p>前段については、いわゆる総合口座は、「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当するものと考えます。</p> <p>後段については、御意見の場合において、総合口座の普通預金につき、「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約」に基づく支払停止の措置が講じられているのであれば、総合口座の担保定期預金等についても、当該措置が解除された日が最終異動日等となります。</p>
59	<p>第4条第4項第3号</p>	<p>認可を受けようとする異動事由の預金者等への開示に係る方法については、どのようなものを想定しているか。例えば「規則第8条に係る事項と合わせて、公告を行う際に開示する。」といった方法も許容されるか。このほかにも想定の方法があればご教示願いたい。</p>	<p>インターネットへの掲載や預金規定等への記載等、預金者等が常に確認できる開示の方法が適切と考えます。</p>
60	<p>第5条第1項</p>	<p>最終異動日等として、第1号～第6号の事由が示されているが、当該事由が現に発生中の預金等は預金保険機構への納付対象となるのか。</p> <p>例えば、第4号で強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の手続が終了した日を最終異動日等とするとあるが、公告・通知の対象となる「最終異動日等から9年を経過する」直前に強制執行等が開始され、休眠預金等となる「最終異動日等から10年を経過した」時点では、強制執行等の手続が終了しておらず、最終異動日等が更新されていない預金等は、預金保険機構への納付対象として手続を</p>	<p>預金等が、強制執行等の対象となった場合には、規則第5条第1項第4号の規定により、当該強制執行等の手続が終了した日が最終異動日等となります。よって、預金保険機構への納付対象として手続を進める必要はありません。</p>

		進める必要があるのか。	
61	第5条 第1項	<p>定期積金で掛け込みが中断し延滞扱いとなっているものは、現行の実務では、約定満期日※を「最終異動日等」としている。このような場合の最終異動日等の考え方は、規則第5条第1項第1号に該当するという理解でよいか。</p> <p>※積立契約者が約定通りに掛け込んだ場合に、金融機関が給付契約金を支払うこととして約定した日を指す。</p> <p>例. 平成27年4月1日に平成30年4月1日が満期（3年満期）の定期積金を契約したが、平成28年4月1日以降の掛け込みが中断し延滞となった場合（以後、当該定期積金には残高の異動はない）は、法第2条第5項第2号により、平成30年4月1日が「最終異動日等」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>また、定期積金については「計算期間」や「預入期間」という概念はなく（預金でなく、期間に応じて利息を支払うものでないため）、約款上では「契約期間」という語を用いている。この点、法令上、規則第5条第1項第1号の「預入期間」、「計算期間」、「償還期間」といった語で読み込むことが可能との理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
62	第5条 第1項 第2号、 第3号、 第5号	<p>委託者の死亡により信託財産を分配する等の次のような「期間の定めのない合同運用指定金銭信託契約」については、以下のとおりとなると理解してよいか。</p> <p>①後見制度支援信託：信託の終了事由は、本人の死亡の他、後見開始取消審判が確定した場合があります。</p> <p>・家庭裁判所の指示書及び契約により、元本の分割交付が予定されているのであれば、規則第5条第1項第5号の「その他の入出金が予定されていること」に該当する。また、家庭裁判所の指示書及び契約により、元本の支払が行われない場合には、規則第5条第1項第3号の「預金等に係る債権の支払が停止さ</p>	御理解のとおりです。

		<p>れたこと」に該当する。</p> <p>②社会貢献寄附信託：実務上、満期日を設定しているが、満期日までに委託者から申出がなければ自動延長する契約。</p> <p>・自動継続となった場合、規則第5条第1項第2号が適用される。</p>	
63	<p>第5条第1項第2号ないし第6号</p> <p>第5条第2項</p>	<p>規則第5条第1項第2号から第6号までに定める日については、同条第2項により、預金者等との間で合意することによって、最終異動日等としないこともできると理解してよいか。</p>	御理解のとおりです。
64	<p>第5条第1項第3号</p>	<p>貸出の担保になっている預金等については、一般に契約の定めによる支払停止措置の対象となっていると思われるところ、かかる対象となっている限り、規則第5条第1項第3号の「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に該当することから、最終異動日等が到来しないという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
65	<p>第5条第1項第3号</p>	<p>「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に、次の事由は含まれるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳・カードの紛失・盗難の届出</li> <li>・相続</li> <li>・警察からの依頼</li> <li>・その他預金者からの依頼</li> </ul>	<p>一概に回答することは困難ですが、各事由の発生に起因して、「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約」に基づき支払が停止されたということであれば、御理解のとおりです。</p>
66	<p>第5条第1項第3号</p>	<p>相続手続中の預金及び相続完了後相続人の口座に振替手続が済んでいないものは、支払停止となっているため、規則第5条第1項第3号に該当し、最終異動日等が到来しないという理解でよいか。</p>	<p>御意見の支払停止が、「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約」に基づくものであれば、御理解のとおりです。</p>
67	<p>第5条第1項第3号、第4号</p>	<p>「最終異動日等」に該当するのは「支払の停止が解除された日」、「強制執行等の手続が終了した日」であるため、支払の停止や強制執行等の開始自体は最終異動日等に該当しないとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
68	<p>第5条第1項</p>	<p>電子記録債権の取扱いについて、次の点を確認したい。</p>	<p>御意見の①については、出金口座に係る預金等と入金口座に係る預金等の双方につい</p>

	第5号	<p>①口座間決済契約がされ支払日が予定された場合、規則第5条第1項第5号の将来の入出金の予定に該当するとみると、当該支払予定日は出金口座と入金口座の双方の最終異動日等に該当し、当該日から10年を経過した預金は休眠預金等になるという理解でよいか。</p> <p>②残高不足による出金不能となった場合、出金不能が確定した時点において、規則第5条第1項第5号の最終異動日等に該当するとみると、当行のシステムでは、そうした取引はエラー取引として原則顧客元帳を更新しておらず、異動があった日を更新する場合には相応のシステム対応が必要となる。そのため、支払日が予定される、残高不足による出金不能は最終異動日等としないことを許容していただきたい。</p>	<p>て、実際に支払が行われた日又は入出金のないことが確定した日が最終異動日等となり、その後、最終異動日等が更新されることなく10年を経過した場合には、両預金等は休眠預金等に該当することになります。</p> <p>御意見の②については、残高不足により出金が不能になった場合においても、口座間決済契約に基づき支払が予定されている間は、預金者等による預金等の利用意思が認められるため、当該出金不能が確定した日を最終異動日等とすることが適当と考えます。</p>
69	第5条第1項第5号	<p>財形契約とインターネット、テレホンバンキングとのセット商品である財形ダイレクト（積立貯金）（給与天引きにより積み立てを行う商品）※については、財形契約が存続する限り、「入出金が予定されていること」に該当するため、最終異動日等が到来しないという理解でよいか。</p> <p>※財形契約とは別の普通預金口座の組み合わせ商品。財形の解約をインターネットやテレホンバンキングで行うことを目的の一つとした商品で、解約した財形の資金は必ず、指定の普通預金口座に入金となる。</p>	御理解のとおりです。
70	第5条第1項第5号	<p>確定拠出年金の運用対象の預金等については、裁定の日が最終異動日等（規則第5条第1項第5号に規定する将来の入出金予定日）となると理解してよいか。</p>	御理解のとおりです。
71	第5条第1項第5号	<p>租税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）、租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に関する預金については、教育資金管理契約が終了するまでは、将来の出金が予定されているものとし、当該契約の終了日</p>	御理解のとおりです。

		を出金の予定日（規則第5条第1項第5号に基づく最終異動日等に該当。）と理解してよいか（この場合、当該契約の終了日から10年を経過するまで休眠預金等には該当しない。）。	
72	第5条第1項第5号	ジュニアNISAの受皿口座は、将来払出可能となる日の存在が、規則第5条第1項第5号に掲げる「入出金が予定されていること」に該当し、将来に最終異動日等が存在すると整理することができるかと理解してよいか。	御理解のとおりです。
73	第5条第1項第5号	投資信託等の決済指定口座については、次のとおり解することが可能との理解でよいか。  ①投資信託等の残高が存在する場合 ・規則第5条第1項第5号の「入出金が予定されていること」に該当し、将来に最終異動日等が存在すると整理することができる。  ②投資信託等の残高が無い場合 ・規則第5条第1項第5号の「入出金が予定されていること」に該当せず、当該預金等は預金保険機構への納付対象となる。	御理解のとおりです。
74	第5条第1項第5号	手数料契約口座（為替手数料後納等の手数料契約あり口座）については、手数料に係る契約が継続している限りにおいては、規則第5条第1項第5号に掲げる「入出金が予定されていること」に該当し、最終異動日等が到来しないと理解してよいか。	御理解のとおりです。
75	第5条第1項第6号	「複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等」とは具体的にどのような預金等を想定しているか。	例えば、いわゆる総合口座に含まれる預金等が該当すると考えます。
76	第5条第2項	「合意」とは預金者への約款等に記載することで足りるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
77	第5条第3項	法第2条第6項では休眠預金等について最終異動日等から10年を経過したものと定義されているが、法第2条第5項第3号では「法第3条第2項の通知（＝最終異動日等から9年を経過した預金等について、公告前に行わなければならない預金者等宛の通知）を発した日」を「最終異動日等」としている。	法の内容に関するものであり、御意見は本意見募集の対象外と考えますが、法第2条第5項第3号は、預金者等に通知が到達した場合には、金融機関が預金者等の存在を確認できたと考えられることから、通知の発送日を最終異動日等とするものと解されます。

		<p>これだと、通知が到達している限り（規則第5条第4項の「預金者等の意思によらないで返送されたとき」に該当しない限り）、前回通知から9年経過により通知が発送されると、「最終異動日等」がリセットされてしまい、「最終異動日等から10年を経過」することがないように思われるが如何か。本来は、法第2条第5項第3号に（規則第5条第3項と同様に）「次条第二項の通知を除く。」との文言が必要だったのではないか。</p>	
78	第5条第4項	<p>最終異動日等については、正確な日付が不明なケースがあり得るが、このような場合には、当該最終異動日等に係る事由について、最も遅いと考えられる日付を最終異動日等とすることでよいか。</p> <p>（例）主務省令で定める事項の「通知を発した日」から一月を経過した場合（法第2条第5項第3号及び規則第5条第4項）について、一定期間に当該通知文を順次まとめて送付するために「通知を発した日」が正確に把握できない場合に、「当該通知文書の発送が全て完了した日」を最終異動日等とする。</p> <p>（理由）正確な日付が不明なケースが存在することは現行実務上避けられないが、当該最終異動日等に係る事由は把握できていることから、当該事由の中で、上記のように「最も遅いと考えられる日付」を最終異動日等とすることで、本来よりも早期に納付されるような事態は避けられるため。</p>	<p>法の趣旨及び預金者保護の観点から合理的なものであれば、御意見のような運用が妨げられるものではないと考えます。</p>
79	第6条	<p>公告は公告期間の2か月間も含めて最終異動日等から10年6か月以内に終わらせなければならないのか、それとも最終異動日等から10年6か月目に公告を開始していればよいのか。</p>	<p>公告は、預金等に係る最終異動日等から10年6か月を経過する日までに開始すれば足りるものと解されます。</p>
80	第6条	<p>公告しなければならない事項は法第3条第1項第1号から第4号の事項のみで、第5号の「その他主務省令で定める事項」は法施行にあたっては事項がないとの理解でよいか（法施行後に追加で定められる事項は有り得ると理解している。）。</p>	<p>法の施行時においては、規則に当該事項を定めることは想定していません。</p>
81	第6条	<p>預金口座を特定できる情報まで公告する</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

		<p>必要はないという理解でよいか。</p> <p>(「何月何日を最終異動日等とする預金について」という表現で足り、口座番号や預金者名、明細の列挙は不要という理解でよいか)</p>	
82	第6条	<p>公告の内容は、例えば、次のようなものを想定しているが、問題ないという理解でよいか。</p> <p>●年●月から●年●月までの間に最終異動日等のあった預金等を●年●月までに預金保険機構に納付する。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅するところ、当該預金等に係る預金者等であった者は、〇〇を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求できる。</p> <p>※上記は、移管元金融機関に休眠預金等代替金の支払等業務が委託されることを前提としており、〇〇とあるところは、当該金融機関名を記載することを想定。</p>	御理解のとおりです。
83	第6条 第1項	<p>法第3条第1項の規定による公告は、電子公告（ホームページを閲覧する方法）によってしなければならないとあるが、当該電子公告は、各業態における業法（信用金庫であれば信用金庫法）による電子公告との理解でよいか。</p>	規則第6条第1項の「電子公告」の定義は、法第2条第1項の「金融機関」における各業法上の「電子公告」の定義と同旨であると考えます。
84	第6条 第7条	<p>金融機関が公告を行う時期は、法で定められている最終異動日等から9年～10年6か月を経過する日までの間のいつでもよいと理解してよいか。</p> <p>また、公告に先立ち、通知を発しなければならないとされているが、具体的には「通知を発した日以降に公告を行う」との理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。

85	第6条 第7条	<p>最終異動日等が同一日の預金等であっても、公告（通知、納付）の時期が同一でないことは認められるとの理解でよいか。</p> <p>上記が認められた場合の「最終異動日等に関する事項」の公告形式として、「（納付対象となる預金等の主たる最終異動日等の期間を示した上で）一部対象外の預金があります。詳細はお取引店にお電話ください。」等の注意文言を付すことでよいか。</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、公告の有効性については個別の事例ごとに判断することとなりますが、いずれにせよ、対象となる預金等の範囲が曖昧になるような公告は認められないものと考えます。</p>
86	第6条 第7条 第4項	<p>公告の対象となる預金等の金額に基準はないという理解でよいか（通知対象には金額基準があるため）。</p>	御理解のとおりです。
87	第7条	<p>最終異動日等から9年を経過する前に発送した通知は、法第3条第2項に基づく通知には該当しないと理解してよいか。</p> <p>一方で、最終異動日等から9年を経過する前に発送した通知が到達した場合（規則第7条第3項各号の事項が全て記載されている場合に限る。）は、法第2条第5項第3号に基づき、最終異動日等が更新されると理解してよいか。</p> <p>また、規則第7条第3項各号の事項の一部が記載されている場合は、規則第4条第3項第5号に規定する情報の受領となり、金融機関が、同号を異動事由として行政庁から認可を得ているときは、当該通知の到達をもって異動となり、最終異動日等が更新されると理解してよいか。</p> <p>さらに、当該通知が到着しなかった場合は、法第3条第2項第2号の規定が適用され、当該通知に係る預金等については、法第3条第2項に基づく通知発送義務の対象外となると理解してよいか。</p>	御理解のとおりです。
88	第7条	<p>顧客が死亡していることを金融機関が認識している中で、名義人（死亡者）宛てに通知を送り、返戻にならない場合には、納付対象にはならないと理解してよいか。</p>	御理解のとおりです。
89	第7条 第1項	<p>「郵送に代えて、預金者等の承諾を得て、電子メールを送信する方法により通知を発送することができる。」の「承諾」を得る方法はどのような方法を想定されているか。</p>	<p>口座開設時において預金約款等に記載する方法や、既存の預金者等に対して個別に連絡をとり、承諾をとる方法を想定しています。</p>

90	第7条第1項	公告に先立ち通知を行うこととされているが、タイミングはどの程度事前であればよいか。	通知が公告に先立ち行われるのであれば、どのようなタイミングでも問題ないものと考えます。
91	第7条第3項第4号	規則第7条第3項第4号において、預金者等への通知事項として、「口座名義人の氏名又は名称」が定められている。農協の場合、1顧客当たり1口座名義としており、顧客の本名の他に、芸名や旧称等の通称を口座名義として設定することはシステム上不可としている。このため、貯金者宛通知（ダイレクトメール）の「宛名」＝「口座名義」となり、口座名義を通知事項としなくとも、顧客において対象口座の認識は可能である。よって、規則第7条第3項第4号の「口座名義人の氏名又は名称」については、「預金者等において預金等の存在が認識できる場合はこの限りではない」等、各金融機関の実情に応じた対応が可能となるような文言を追加していただきたい。	通知における預金者等の宛名と、口座名義が一致している場合であれば、宛名の記載をもって、「口座名義人の氏名又は名称」の記載とすることを妨げるものではありません。
92	第7条第5項第2号	「通知が当該預金者等に到達しないことを確知しているとき」とは、預金等に係る権利者（預金者のほか当該預金等について権利を有する相続人を含む。）に通知が到達しないということを確認しているときを指すとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
93	第7条第6項	「金融機関から郵送による通知を受けることをあらかじめ拒否している場合」とは、販促等のDM送付を拒否するレベルのものは含まないと理解してよいか。一切の連絡を拒否される等のレベルの意向を想定しているか。	御意見の販促等のDMの記載内容等が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、規則第7条第6項の「通知」は、法第3条第2項の「通知」と同旨であり、通知の内容は規則第7条第3項各号に定めるものと考えます。 したがって、預金者等が金融機関から郵送により法第3条第2項の通知を受けることをあらかじめ拒否する旨の意思表示がなされている場合は、規則第7条第6項に該当するものと考えます。
94	第7条第6項	通知状の発送除外対象として、差押えや支払停止、不正利用口座等、預金者に連絡を取ることが適切ではないと銀行が判断した場合も追加していただきたい。	法第3条第2項は、休眠預金等移管金の納付が、預金者等の預金債権の消滅を伴うことから、その前提として、金融機関に預金者等に対する通知を義務付けるものであり、預金者等に連絡を取ることが適切ではないと金融機関が判断したことのみをもつ

			<p>て、当該通知を不要とすることは予定しておりません。</p> <p>なお、規則第5条第1項第3号、第4号によれば、「法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約により預金等に係る債権の支払が停止された場合」又は「強制執行等の対象となった場合」には、金融機関と預金者等との間で格別の合意がある場合を除き、当該支払停止が解除された日又は当該強制執行等の手続が終了した日が最終異動日等となります。</p>
95	第8条第1号	<p>預金者等からの情報提供の求めがあった場合、異動事由である情報提供の求めがあった時点でその預金等は休眠預金等には該当しなくなるので、納付の対象には該当しない旨を回答することが想定されているとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
96	第8条第2号	<p>通知状の発送先とあるが、電話等でお届出住所を答えることは現状しておらず、折り返しお届けの電話番号におかけし、お客さまの申出に正誤のみで答えているが、それでもよいか。</p>	<p>本人確認手続の一環としてそのような対応を行うことは差し支えありませんが、預金者等本人であることが確認できた後に、通知を受ける場所について回答を求められた場合には、金融機関は、規則第8条第2号に基づき、回答を行う必要があると考えます。</p>
97	第9条	<p>法令上、納期限等の定めを順守している限りにおいては、休眠預金等移管金の納付の頻度は定められていないと理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
98	第9条	<p>仮に納付日を年に複数設ける場合、それぞれの預金等に係る休眠預金等移管金について納付日が異なるのであれば、納付する元金に係る経過利息についてもそれぞれの納付日の前日までを計算期間として計算することとなると理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
99	第10条	<p>残高がない預金等については、休眠預金等に係る債権自体存在せず、休眠預金等移管金の納付義務も生じえないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
100	第10条第1項	<p>懸賞金付き預貯金に係る懸賞金は、本制度上の利子等には該当しないとの理解でよいか。</p> <p>満期後に10年が経過した定期預金につい</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

		<p>て、約款上で払戻請求時に満期利子と満期後利子を元金とともに支払うこととしている場合には、本項の規定上は、預入時の元金部分を「当該休眠預金等に係る元本の額」として、満期利子と満期後利子の合計額を本項に規定する「利子等に相当する額」として取り扱うとの理解でよいか。</p> <p>一方、約款上で満期利子を元加することとしている場合には、元加後の金額を「当該休眠預金等に係る元本の額」とするとの理解でよいか。</p>	
101	第10条第1項第2号	「預入の日」は当初預入日か、直前に継続された定期預金の預入日か。	当初預入日を指します。
102	第10条第1項、第3項	納付日において納付すべき金額以上であれば、どのような計算方法を探っても差し支えない（商品ごとに規則第10条第1項を適用するか第3項を適用するか分かれても問題ない。）との理解でよいか。	<p>規則第10条第1項は、休眠預金等移管金の額は、休眠預金等に係る元本の額に、同項各号により計算した利子相当額を加えた額としており、金融機関は、原則として、この計算に従った金額を休眠預金等移管金として納付する必要があります。</p> <p>しかし、納付時において、正確に利子相当額を計算することが困難な場合には、規則第10条第3項により、本来算定されるべき額を超える金額を休眠預金等移管金として納付することが認められることとなります。</p>
103	第10条第2項	定期積金及び相互掛金については、契約に基づく積立て中断時や約定満期日以降に生じる利子が、休眠預金等移管金に含まれるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
104	第10条第3項	「算定される額を超える金額」とは具体的にどのようなケースが考えられるか。本項の想定は、納付金が過剰であった場合も、預金保険機構は返還しないという趣旨か。	休眠預金等移管金の納付時において、正確に利子相当額を計算することが困難な場合には、規則第10条第3項により、本来算定されるべき額を超える金額を休眠預金等移管金として納付することを認めるものです。これにより、預金保険機構と金融機関との間における精算は不要となります。
105	第10条第3項	「(当該休眠預金等移管金と同時に納付を受けた他の休眠預金等移管金に不足が生じない額に限る)」とはどのような意味か。	規則第10条第3項は、利子相当額を正確に計算することが困難な場合もあることから、休眠預金等移管金として納付された金銭が、本来算定されるべき額を超える場合であっても、それを正しい額とみなして、

			<p>預金保険機構と金融機関との間における精算を不要とするものです。</p> <p>しかし、同時に納付された他の休眠預金等移管金の額に不足が生じることは相当ではないため、そのような不足が生じない額に限り、上記取扱いを認めることにしたものです。</p>
106	第11条 第1項	<p>休眠預金等移管金の額の端数計算等については、当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等の利子等の計算における端数の取扱いに準じるとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
107	第12条	<p>情報の提供を適正に行うための必要な電子情報処理組織の整備その他の措置については、法施行後最初に到来する休眠預金等移管金の納付日までに完了していれば足りるという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
108	第12条	<p>金融機関から預金保険機構に提供する情報は、残高がある休眠預金等の情報に限定され、残高がないものについては、休眠預金等に係る債権自体存在せず、休眠預金等移管金の納付義務及びそれに付随する情報の提供義務も生じえないという理解でよいか（銀行によっては残高0円となっても元帳ではデータ管理を継続しており、念のため確認するもの）。</p>	御理解のとおりです。
109	第12条 第1項 第2号	<p>「預金保険機構が必要と認めるもの」は預金保険機構が定めて、預金保険機構から各金融機関に通知があるということか。</p>	御理解のとおりです。
110	第12条 第2項	<p>「電子情報処理組織を使用して提供」とは、システムによるデータの送信を指すと理解してよいか。</p>	御理解のとおりです。
111	第12条 第3項	<p>本規定により、預金保険機構と金融機関間の委託契約に基づき、預金保険機構が示す様式によるデータを金融機関が保管することをもって、金融機関から預金保険機構への情報の提供に代えることができるという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
112	第12条 第3項	<p>預金保険機構から、預金者等への支払業務の委託を受ける金融機関は、磁気テープ等の作成・提供等は不要であるという理解でよいか。</p>	<p>委託を受けた金融機関は、規則第12条第3項に基づき、預金保険機構が示す様式によるデータを保管することをもって、同条第2項の磁気テープ等の作成・提供に代えることができます。</p>

			<p>なお、預金保険機構が休眠預金等を管理するに際して必要な情報の提供の方法等については、預金保険機構と金融機関との間の調整によることとなります。</p>
113	第13条第1項	<p>「次に掲げるもののいずれかを預金保険機構に対して提示する」の部分は、預金保険機構が支払等業務を金融機関に委託する場合は、預金者等は金融機関に対して提示するという理解でよいか。</p> <p>また、預金者等は、預金保険機構がどの金融機関に対して委託を行っているかを把握できる手段はあるか。</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、預金保険機構は、内閣府令・財務省令（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令」）第9条第1項により、支払等業務の委託先金融機関に係る事項をインターネットにより公表しなければならないとされています。なお、基本的には、預金保険機構は、休眠預金等移管金を納付した金融機関に対して、法第10条第1項の支払等業務の全部を委託することを想定しています。</p>
114	第13条第2項	<p>金融機関の同意を得るとはどのような対応を想定しているか。</p>	<p>同意の方法は、個別の金融機関の判断によるものと考えます。</p>
115	第13条第2項	<p>「当該金融機関の同意」とは、個別金融機関の合理的判断でその可否を選択できると理解してよいか（将来、経年等による預金者等の確認、情報管理面での制約が予想されるため）。</p> <p>また、解約の際、金融機関は元の預金等に係る契約の定めによる解約手数料等の請求が可能と理解してよいか。</p> <p>さらに、法律構成として、一度規則第13条第2項に基づき復活させた預金等債権を同日中に解約するという建付を採ることは可能と理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
116	第13条第2項	<p>法施行後、残高証明書の発行依頼があった場合には、当該発行依頼をもって、当該休眠預金等に係る預金者等であった旨の「申出」と解し、規則第13条第2項の債権の復活を行って差し支えないという理解でよいか。</p>	<p>残高証明書の発行依頼をもって、休眠預金等代替金の支払の申出があったものと解することができる場合であれば、御理解のとおりです。</p>
117	第13条第3項	<p>規則第13条第3項に規定する事由に該当する場合の同条第2項による債権の復活の可否は、預金保険機構との委託契約の中で決定することになるのか。</p>	<p>預金保険機構の業務方法書及び預金保険機構と金融機関との委託契約書の中で定めることを想定しています。</p>
118	第13条	<p>支払等業務については、預金保険機構が</p>	<p>預金保険機構が自ら休眠預金等代替金の</p>

	第3項	「その全部又は一部を委託することができる」とされていることから、委託先金融機関がある場合であっても、預金保険機構が自ら支払等業務を行うことは妨げられないと理解しているが、法第10条の委託業務から法第9条第4号の休眠預金等代替金の支払を除外することは可能か。	支払を行うことも法律上は妨げられませんが、基本的には、預金保険機構は、休眠預金等移管金を納付した金融機関に対して、法第10条第1項の支払等業務の全部を委託することを想定しています。
119	第13条第3項第1号	本規定は、具体的にはどのようなケースを想定して盛り込まれたものか。	御意見の規定は、預入期間や信託期間が定められている預金等に係る休眠預金等代替金については、金融機関が、預金者等であった者の意向にかかわらず、規則第13条第2項の方法（預金債権の復活）により支払を行うことができることを定めたものです。
120	第13条第3項第1号	「第5条第1項第1号に掲げる事由」とあるが、「第15条第1項第1号」の誤りではないか。	規則第13条第3項第1号は、規則第5条第1項第1号の「期間」の定めがある預金等について、規則第13条第2項の方法（預金債権の復活）により支払を行うことができることを定めたものです。
121	第13条第3項第2号	規則第13条第3項第2号の規定は、法第46条の規定による振り込め詐欺救済法の読替えを前提としていると思われるが、具体的にはどのような対応を想定した規定か。	法第46条は、預金保険機構に納付された休眠預金等に係る預金口座等が犯罪利用口座である疑いがあるときに、当該休眠預金等に係る休眠預金等代替金に対する振り込め詐欺救済法の失権手続を預金保険機構が行うことを想定した規定です。 一方で、規則第13条第3項第2号は、上記の疑いがある場合で、預金者等であった者からの支払請求があったときには、金融機関が、預金者等であった者の意向にかかわらず、同条第2項の方法（預金債権の復活）により休眠預金等代替金の支払を行うことができるとしたものです。この場合、金融機関は、復活した預金債権について、振り込め詐欺救済法に基づく取引停止等の措置を講じることを想定しています。
122	第14条	約定利率で利子相当額を算出する想定か。	利子相当額の計算方法については、規則第14条第1項に規定するとおりであり、預金等の種類ごとに当該預金等に係る契約等に基づく利子、利率、給付補填金又は収益の分配により計算されます。
123	第14条	休眠預金等代替金に係る利子に相当する金額の端数計算等は、当該休眠預金等代替	御理解のとおりです。

		<p>金に係る休眠預金等の契約の定めに基づくと理解してよいか。</p> <p>例えば、定期預金の中途解約のケースであっても、満期日から支払日までの利子を約定金利で支払う旨、契約で定めている場合は、休眠預金等代替金の支払についても当該取扱いを維持できると理解してよいか。</p>	
124	第14条第1項第1号	<p>利子相当額の計算について、「元の預金等債権の消滅がなければ、当該債権の消滅の日から当該休眠預金等代替金の支払日までにされていた利払いに係る金額」とされているが、休眠預金等代替金の元本の中に「当該債権の消滅日の直前利息入金日から消滅日」までの経過利子は含まれていると理解してよいか。</p> <p>また、「当該預貯金に係る契約に基づき・・・されていた利払い」に係る金額とされていることから、移管日の解約利率（普通預金利率）と支払日の解約利率（普通預金利率）が変動したような場合は、本来到来していたはずの利払い日における利率でそれぞれの本来の利払いの金額を計算すればよいと理解してよいか。</p>	<p>前段については、債権の消滅日から休眠預金等代替金の支払日までに支払がされていたはずの利子であれば、債権消滅の直近の利払い日から当該債権の消滅日までの期間に対応する経過利子であっても、休眠預金等代替金の元本ではなく、利子相当額に含まれることとなります。</p> <p>後段については、御理解のとおりです。</p>
125	第15条	<p>法第7条第4項において、「第二項の申出」と「支払の請求」を明確に区別していることから、これらは別々の法律行為であると理解してよいか。</p> <p>この場合、仮に金融機関が預金者等から休眠預金等代替金の支払に係る「申出」の委任を受けられたとしても、別途「支払の請求」について委任を受けていなければ、金融機関が「申出」により発生した休眠預金等代替金の支払請求権を預金者等であった者の代理として行使することはできない（規則第15条に規定されているような事象が生じて金融機関は対応できない）と考えられるが、金融機関は「申出」と「支払の請求」の双方の委任を受ける必要があるという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
126	第15条第1項	「休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税	規則第15条第1項第1号は、「休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強

第1号	<p>滞納処分」が行われた場合、金融機関は預金者等から「(休眠預金等代替金の支払を請求する申出の) 委任を受ける」ものとみなされることになると思われるが、実務上、この場合の強制執行等の目的は、「休眠預金等代替金請求権」のみでなく、「預金等」であっても問題ないという理解でよいか。</p> <p>(理由) 仮に上記の場合の強制執行等の目的が「休眠預金等代替金請求権」に限定される場合、預金保険機構及び金融機関は、休眠預金等移管金の着金時刻を厳密に管理し、いつの時点で「預金等」債権が消滅し、「休眠預金等代替金請求権」が発生したかを確認する必要がある、強制執行等への対応が非常に煩雑なものとなるため。</p> <p>また、上記理解でよい場合、①移管後に強制執行等が行われるケース、②移管前に強制執行等が行われるケースのいずれにおいても、強制執行等の目的は「預金等」とする(官公署が強制執行等を行う際にその目的を「休眠預金等代替金請求権」のみに限定することがないようにする) ことについて、関係当局と調整いただきたい。</p> <p>(理由) 休眠預金等に対して強制執行等を行うに当たって、通常の債権者であれば「預金等」をその目的とすることが想定され、これを敢えて「休眠預金等代替金請求権」とする者は官公署以外想定し難いため、上記①・②のいずれの場合であっても、「預金等」を強制執行等の目的とすればよいという整理とし、官公署に周知していただければ、上記問題は解消されるものと思料。</p>	<p>制執行等」と明記しており、預金等の支払を目的とする債権に対して強制執行等が行われた場合は該当しません。</p>
127	<p>第15条 第1項 第1号</p> <p>休眠預金等代替金に関して、一部差押えがあった場合、あらかじめ「休眠預金等代替金に差押えがあった場合には、金融機関が支払の申出を行う」旨の委任(法第7条第3項、規則第15条)を受けているかどうかで、次のとおり取扱いが異なるとの理解でよいか。</p>	<p>休眠預金等代替金に対して一部差押えがされている場合、金融機関が支払申出についてあらかじめ委託を受けているか否かにかかわらず、預金者等であった者に対して支払うことができるのは、差押えの対象となっていない部分に限られ、金融機関が当該支払後に預金保険機構に対して求償でき</p>

		<p>①あらかじめ上記委任を受けている場合 預金保険機構に対しては「全額」を求償することができ、金融機関はそこから債権者に対して該当金額を支払う。その後、残額を規則第13条第2項の債権の復活の方法により支払うこととなるため、その時点で残額は「預金等」となり、当該日が当該預金等の最終異動日等となる（法第2条第5項第4号）。</p> <p>②あらかじめ上記委任を受けていない場合 預金保険機構に対しては差押えの対象となった金額のみを求償する（＝「一部求償」）。差押えの対象となった金額「以外」の金額については、取立ての対象とならない。</p>	<p>る金額も当該部分に限られます。なお、当該部分について規則第13条第2項の債権の復活の方法による支払がされた場合には、当該部分は「預金等」となり、支払がされた日が当該預金等の最終異動日等となります。</p> <p>他方、差押えの対象となっている部分については、預金者等であった者に対する支払が禁じられるため、金融機関は差押債権者に対して支払をすることになり、当該支払後に、当該部分について預金保険機構に対して求償できることとなります。</p>
128	第15条第2項	<p>本規定は、規則第13条第2項の債権の復活による休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任が認められる事由の一つとして、規則第4条第2項第1号（債権額の異動）を規定しており、具体的には、投信の償還金や定期利息の既存契約に基づく入金が発生した場合や借入金の返済が発生した場合等がこれに含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>御意見の状況が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、例えば、第三者が借入金の返済として、納付済みの休眠預金等に係る預金口座等に入金をする場合は、規則第4条第2項第1号の異動事由に該当し、休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任が認められると考えられます。一方、当該休眠預金等に係る金融機関が、法令上や契約上の義務に基づかずに入金をする場合や、当該預金等に係る利子等を支払う場合については、そもそも規則第4条第2項第1号の異動事由には該当しないため、休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任は認められません。</p>
129	第15条第2項、第3項	<p>休眠預金等となり納付済みの口座（預金債権は消滅）宛に振込等が生じた場合、あらかじめ預金規定等に休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任に係る掲載があれば、旧預金者からの申出がなくても規則第13条第2項の債権の復活をすることが可能との理解でよいか。</p> <p>上記で相違ない場合、預金規定等への掲載内容は、例えば「債権消滅口座について、振込等が生じた場合には、申出・支払請求についてはあらかじめ委任を受けているも</p>	<p>前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、預金規定等への掲載内容は各金融機関の判断によるものであり、一概に回答することは困難ですが、「消滅した休眠預金等に係る預金口座等について、第三者からの入金があった場合には、金融機関が、預金者等であった者に代わって休眠預金等代替金の支払を受けることができる。」ことを明確にさせていただく必要があります。</p>

		のとみなす」等とすることで問題ないか。	
130	第 15 条 第 3 項	本規定は「金融機関は、預金者等に対し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り休眠預金等代替金の支払に係る申出をする旨を約さなければならない。」としているが、この場合の「約す」とは、公告においてその旨を表明することでも足りるか。	規則第 15 条第 3 項各号に掲げる要件については、預金者等から休眠預金等代替金の支払に係る申出について委任を受けた際に、預金者等に対して約することが必要であり、公告において表明することでは足りないと考えます。
131	第 17 条	預金保険機構から金融機関に対する支払等業務の委託手数料水準は今後どのように決定するのか。	今後、告示によって定められる予定です。
132	第 20 条	「委託を受けて取り扱うものを目的とした強制執行、仮差押え又は国税滞納処分のうち当該金融機関が預金保険機構の委託を受けて取り扱う債権に対するもの以外のもの」とは、具体的に何を指しているのか。	強制執行等をしたが、実際には休眠預金等代替金債権が存在しなかった場合（強制執行等が空振りになった場合）について規定したものです。 法第 47 条第 1 項によれば、上記債権に対して強制執行等をする場合においては、当該金融機関を送達受取人とされていますが、強制執行等が空振りとなった場合においても同様の取扱いを認めなければ、金融機関に対して送達をした強制執行等が無効となり、強制執行等の手続の安定性を害することになるため、このような規定を設けたものです。
133	附則第 2 条	「施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことのできる預金等」に係る本規定の基準を踏まえると、本制度の対象となる預金等は次のとおりとなると理解してよいか。  ①施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等 施行日時点で利益金処理済みの預金等については、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、施行日から起算して一年を経過した日の属する事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上することが中止された預金等を除く。」という規定（法附則第 2 条第 1 項の括弧書）により、本制度の対象外となる。また、利益金処理済みの預金等について、預金者からの払戻請求をもって損金処理の上、口座	御理解のとおりです。

		<p>復活等を行った場合、負債の部に再計上されるため、これらについては、本法における「預金等」の定義に該当する場合は、本制度の対象となる。</p> <p>また、「九年を経過することとなる預金等」とされていることから、法施行日において、最終異動日等から9年を経過済みの預金等については、②の場合を除いて本制度の対象とならない。</p> <p>②施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことのできる預金等</p> <p>具体的には、従来は最終異動日等の把握の対象外としていた預金等がある等の理由で、「当該施行日において当該預金等に係る契約日から九年を経過した預金等であって当該施行日の九年前の日から当該施行日までの期間において最終異動日等として把握できる日がない預金等」であって、金融機関が「施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱う」と判断したものが、本制度の対象となる。</p>	
134	附則第2条	<p>法施行日を2018年1月1日と仮定した場合、例えば最終異動日等が①2008年12月1日、②2008年12月31日の預金等は、その最終異動日等から9年を経過する日は①2017年12月1日、②2017年12月31日となり、本制度の対象とならないとの理解でよいか。</p> <p>法施行当日に本制度の対象となる預金等の考え方について、最終異動日等の具体的な日付を例示し確認したい。</p>	御理解のとおりです。
135	附則第2条	<p>法附則第2条第1項に「施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、施行日から起算して一年を経過した日の属する事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上することが中止された預金等を除く。）」とあるが、この負債の部に計上することが</p>	御理解のとおりです。

		中止された預金等は、弊行のこれまでの異動要件（規則の異動事由、最終異動日等の定義と必ずしも合致していない）に基づく休眠預金であるが、その認識でよいか。	
136	附則第2条	最終異動日等から5年経過したものを雑益繰入している預金がある銀行については、例えば、施行日が2018年1月1日の場合、その後最終異動日等から9年経過することとなる預金でも、2018年3月まで（2017年度中）に利益金処理される預金は法附則第2条第1項の規定により本法の対象外となるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
137	附則第2条	現在、最終異動日等から5年で雑益繰入している銀行において、法施行日時点で本法の対象となる「施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等」が存在しない場合、当該預金等が発生するまでの間は、預金者等に対する通知・公告の手續や、預金保険機構への休眠預金等移管金の納付手續は発生しないという理解でよいか。	御理解のとおりです。
138	附則第2条	本制度の対象となる預金等に係る規定を踏まえると、本法施行後初回の公告・通知・休眠預金等移管金の納付の期限は、次のとおりとなると理解してよいか（法施行日時点で「最終異動日等から九年を経過することとなる預金等」が存在する前提。）。  ①通知・公告：施行日から1年6か月が経過する日まで ②休眠預金等移管金の納付：上記①の公告の日から1年以内	御理解のとおりです。
139	附則第3条	本規定により、法施行日前に行われた預金者等に対する預金等に係る情報の通知については、規則第7条第3項各号に掲げる内容の一部のみであっても、預金者等に対し法第2条第5項第3号の通知に必要な事項を全て満たしているものとし、金融機関が当該通知を発した日を最終異動日等とすることができるという理解でよいか。  例. 不正口座は口座解約前に、名義人宛に	預金等の特定に支障を及ぼさないことを前提とすれば、御理解のとおりです。

		金融機関及び店舗の名称・預金種別・口座番号を記した解約通知書（預金額の記載なし）を郵送の上、解約している。法の施行日前に発せられたこれらの通知は、規則附則第3条により、法第2条第5項第3号の通知として取り扱ってよい。	
140	その他	<p>「金融機関から旧預金者への払戻しに係る申請方法・受領方法」について金融機関に義務を定めているが、商法・民法と矛盾しており定めるべきではない。</p> <p>本来、休眠預金は商法上5年、民法上10年で金融機関が取得して自らの資産としており、旧預金者への払戻しは法律上あくまでも金融機関の任意によるものであり、これに義務を課すのはおかしい（本来的に払い戻す法律上の義務は無いにもかかわらず、その手続を法律上規定することとなる。）。</p>	法の内容に関するものであり、御意見は本意見募集の対象外と考えます。
141	その他	<p>法第49条に基づき、主務省令において、最終取引後、5年が経過した預金債務について時効を援用しないことは、取締役等の善管注意義務に違反しないことを明記する規定を設けていただきたい（命令等についての意見である。）。</p> <p>仮に設けていただけない場合には、そのように時効を援用しないことが取締役等の善管注意義務に違反しない解釈となることをパブリックコメントにおいて明らかにしていただきたい。</p>	他法令の解釈に関するものであり、御意見は本意見募集の対象外と考えます。
142	その他	<p>休眠預金等に関して毎年1回、点検・監査を行い報告、公表してほしい。</p> <p>休眠預金等は、用途を極めて限定するだけでなく、民間公益活動に使用した金額を1円単位まで公表することを義務付けてほしい。</p> <p>不正に使用された場合の責任者や、使用した休眠預金等の責任者が誰になるのかを明記してほしい。</p>	休眠預金等の活用に関しては、当庁の所管外であるため、御意見は本意見募集の対象外と考えます。

143	その他	<p>金融機関における休眠預金等の扱いの実態を毎年、検査・調査をして公表し、その際に、国民からの情報の受付をしてほしい。</p> <p>ある特定の金融機関において高額な休眠預金等が多数発生しているといった不正が疑われる状況が発覚するような仕組みを規定してほしい。</p> <p>金融庁は、「金融機関の法令等遵守態勢」を立入検査して、預金を預金者に払い戻す態勢にしてほしい。</p>	<p>法の内容に関するものであり、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>なお、法律上、行政庁は、法の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関等に対し、報告若しくは資料の提出又は立入検査を行うこととされています（法第43条及び法第44条）。</p>
144	その他	<p>休眠預金等は、預金者等に返済すべきものであることを明記してほしい。</p> <p>休眠預金等の場合、預金者が死亡していたり、通帳や印鑑を紛失しているなど、さまざまな状況が想定されるが、預金者の権利はどのように保障されるのか。預金者保護が担保される法的根拠を必ず規定してほしい。</p>	<p>法第7条第2項によれば、休眠預金に係る預金者等であった者は、預金保険機構に対して、消滅した預金等に係る債権のうち元本の額に相当する部分の金額に、利子相当額を加えた額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求することができることとされております。</p> <p>預金者等であった者が死亡した場合には、その相続人が休眠預金等代替金の支払を請求することができます。また、預金者等であった者やその相続人が、通帳や印鑑を紛失している場合であっても、規則第13条第1項第2号により、「預金保険機構が当該申出に係る確認のために必要と認める身分証明書その他の資料」の提示をすれば、休眠預金等代替金の支払を請求することができます。</p>
145	その他	<p>預金者保護のために、金融機関の保有している取引履歴の開示を義務付けてほしい。金融機関が預金をとれないようにしてほしい。</p>	<p>法律上、金融機関は、預金者等から求めがあった場合には、預金等の最終異動日等に関する事項等につき、情報提供をしなければならないこととされております（法第3条第4項）。</p> <p>なお、144番のとおり、休眠預金等移管金が納付された後も、預金者等であった者は、法第7条第2項に基づき、休眠預金等代替金の支払を請求することができます。</p>
146	その他	<p>休眠預金は発生が減少すべきであることを明記してほしい。</p>	<p>法第48条第1項には、政府は、国民に制度周知を図る旨規定されており、今後適切に実施してまいります。</p>